

苫小牧市スポーツ推進審議会の概要について

1 設置根拠

- (1) スポーツ基本法 第 31 条
- (2) 苫小牧市スポーツ推進審議会条例

2 役割

- (1) 「苫小牧市スポーツ推進計画」の策定・変更
- (2) 本計画全般に関する意見・提案
- (3) 本計画の目標・指標の達成具合、各種取組項目の進捗状況の確認

3 組織

- (1) 委員定数 ～ 12 人以内
- (2) 委員構成 ～ 学識経験者、市民、事業者、民間団体等

4 運営

- (1) 会長及び副会長 ～ 各 1 名選出
 - ・会長 ～ 会務総理、会議招集・議長
 - ・副会長 ～ 会長補佐、職務代理
- (2) 会議開催 ～ 出席委員が半数以上で成立
- (3) 会議議事 ～ 出席委員の過半数で承認
- (4) 事務局 ～ 苫小牧市スポーツ都市推進課

5 委員任期

- (1) 2 年（令和 9 年 3 月 31 日まで）
 - ※ 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

スポーツ基本法（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

苫小牧市スポーツ推進審議会の概要について

苫小牧市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、苫小牧市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関し学識経験のある者
- (2) スポーツに関する事業に従事する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議長は、会長が行う。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。